

## 医師不足対策について 〈公立大学法人横浜市立大学の平成 21 年度にむけた取組〉

昭和 61 年に新設した現医学部の定員は平成 20 年度に増員した結果 80 名になりましたが、いまだ小規模であることにかわりはなく、市内の医療機関からの医師派遣の要望に応じ切れていない実情にあります(昨年度は地域医療貢献推進委員会で 9 医療機関から 76 名の新規要請を受けたにもかかわらず、新たに派遣・紹介できた医師は 5 医療機関で 23 名)。

一方、市内における従事医師数は人口 10 万人当たり 171 人で全国平均 206 人を大きく下回っており、特に産科、小児科、麻酔科などの医師不足診療科においては、市内の医療機関での医師確保への支援が求められています。

横浜市大は県内で唯一の医学部を有する公立大学として、深刻な社会問題として顕在化している医師不足に対し、地域医療機関の医師確保の安定化に寄与し、地域社会への貢献を果たすための取組を行います。

### 医師確保に向けて検討を進めている取組

- ①医学部医学科の定員を 80 名から 90 名へと 10 名増員します。このうち、
  - ・ 5 名の増員については神奈川県指定診療科枠として県が奨学金制度を設定
  - ・ 残りの 5 名の増員についても独自の奨学金制度を検討⇒ 今回の定員増による地域定着・診療科への医師確保をより実効性の高いものとし  
ます。
- ②産科・小児科・麻酔科医師等を本学独自の実効性あるカリキュラムにより養成し、  
医師不足が深刻化している病院等へ優先的に派遣することを検討。
- ③地域医療に係る充実した教育プログラムを提供することにより、地域医療に対する  
関心や知識を高め、市域・県域における指導的・中核的人材の養成を図ります。

### ■ 課題

#### ・ 人件費

横浜市大は、医師国家試験の合格率が常に全国トップレベル(全国第 8 位、公立大学では平成 16・17・19 年試験で第 1 位)であり、附属 2 病院(附属病院 623 床、センター病院 720 床)を擁するなど、指導医及び研修内容も充実しています。今回の定員増に際して、これまで行ってきた医師養成のための質の高い教育水準を維持して地域貢献を果たしていくためには、きめ細かな指導が不可欠であり、若干ですが教員等の増員が必要です。

#### ・ 備品・消耗品費、施設改修費

施設環境としては、学生数 100 名までの対応を考慮した設計ですので増築は不要ですが、長期間 60 名定員だったこともあり現状では定員増加に対応できない部分があるため、教育に支障を出さないために、備品・消耗品の購入及び施設改修等が必要です。

平成20年度以降の医学科定員増 区分一覧

実施年度	平成20年度 以降	平成21年度 ～ 平成29年度 (予定)	平成21年度 以降 (予定)
横浜市大定員数	80名	85名	90名(未定)
増員数(内数)	20名	5名	5名(未定)
入試区分	神奈川県地域医療枠(20名) 神奈川県特定診療科枠(0名) ※枠内配分数については、今後変更の可能性あり	神奈川県指定診療科枠	検討中
措置内容	恒久措置	時限措置(平成29年度入学生まで)	恒久措置
現状	実施済	実施に向けて協議中	実施に向けて協議中
県との協議		県と厚労省が現在協議中	(協議の必要なし)
国との協議		上記協議後に、文科省と協議を行う	協議中
大学卒業後の勤務条件	指定あり	指定あり	(指定なし)
年数	初期研修修了後の7年間	初期研修修了後の9年間	
勤務先	県内の医療機関 地域医療実践コース(4年間)で診療活動を行う医療機関は、県医療対策協議会で検討した上で決定する。	県内の指定医療機関 「神奈川県医療対策協議会」の協議を踏まえた上で県が指定する。県内医療機関の状況や本人の意思も勘案する。	
診療科の指定	(指定なし)	産婦人科、小児科、麻酔科、外科 大学5年時末に県が指定する。県内医療の状況、学生の特性(指定診療科に関する希望、能力、適性)、大学の意見等を総合的に勘案する。	
奨学金	(設定なし)	設定あり	設定を検討中
名称		神奈川県産科等医師修学資金	
貸付期間		医学部医学科の在学6年間	
貸付金額		学費(入学金、施設設備費、授業料、実験実習費)及び生活費相当額(年額:自宅通学48万円、自宅外通学120万円)	
返還免除条件		大学卒業後直ちに臨床研修を受け、当該臨床研修修了後、引き続き指定病院において指定診療科を担当する医師としての業務に継続して従事した期間が、臨床研修を除く9年間に達したとき。	
国の施策	緊急医師確保対策 (平成19年5月 政府・与党)	緊急医師確保対策 (平成19年5月 政府・与党)	骨太の方針2008を踏まえた、地域や診療科の医師確保の観点からの医師養成の推進について (平成20年8月 文部科学省)
国の施策での名称	緊急医師確保対策に基づく医師養成総数が少ない県における医師養成増	緊急医師確保対策に基づく緊急臨時的な医師養成増	地域や診療科の医師確保の観点からの医師養成の推進